

# おくやみハンドブック

(死亡届に伴う手続きのご案内)



福知山市

令和4年3月発行

この度は、謹んでお悔やみ申し上げます。

こちらは、亡くなられた方に関する様々な手続きについてのご案内になります。

市役所での手続きについては、必要書類などを確認のうえ、担当窓口へお越してください。ご不明な点がございましたら、各担当課までお問い合わせください。

また、市役所以外の一般的な手続きについても、主なものを案内しておりますので、ご利用ください。

## 目 次

- 1 市役所での主な手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
- 2 市役所以外で行う主な手続き・・・・・・・・・・・・・・・・ 16 ページ
- 3 相続に関する専門相談について・・・・・・・・・・・・ 17 ページ
- 4 庁舎案内図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18 ページ

## 市役所での手続きチェックリスト

亡くなられた方について該当する項目にチェックをつけてください。

チェックがついた項目は、手続きが必要となります。

手続きの内容や必要書類については、該当ページで確認のうえ、各担当課までお問い合わせください。

確認事項		チェック	該当ページ
住民登録	世帯主であった方	<input type="checkbox"/>	P3
	印鑑を登録されていた方	<input type="checkbox"/>	P3
	特別永住者であった方	<input type="checkbox"/>	P3
年金	年金を受給されていた方	<input type="checkbox"/>	P4
	年金に加入されていた方	<input type="checkbox"/>	P4
健康保険	国民健康保険に加入されていた方	<input type="checkbox"/>	P5
	高額療養費の申請が必要な方	<input type="checkbox"/>	P6
	後期高齢者医療保険に加入されていた方	<input type="checkbox"/>	P6
	福祉医療証をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	P6
	重度心身障害老人健康管理事業対象者証（健管シール）をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	P7
介護保険	介護保険に加入されていた方	<input type="checkbox"/>	P7

確認事項		チェック	該当ページ
障害	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 祉医療証をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	P8
	福祉医療証をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	P8
	自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	P8
	障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当を受給されていた方	<input type="checkbox"/>	P9
	障害者扶養共済に加入されている方	<input type="checkbox"/>	P9・P10
税金	市税を納税されている方	<input type="checkbox"/>	P11
	固定資産をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	P11
	原動機付自転車や小型特殊自動車をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	P12
子ども	子ども医療費受給者証をお持ちの児童が亡くなられた方	<input type="checkbox"/>	P12
	福祉医療証をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	P12
	児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されていた方	<input type="checkbox"/>	P13
住宅	市営住宅にお住まいの方	<input type="checkbox"/>	P13
農地	農地をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	P14
上下水道	上下水道の使用名義人であった方	<input type="checkbox"/>	P14・P15

## 1 市役所での主な手続き

亡くなられた方の年齢や家庭状況によって、必要書類や手続きが異なる場合があります。詳細につきましては、担当課窓口へお問い合わせください。

※本ハンドブック内の「本人確認書類」とは、「顔写真付きの証明書の場合は1点（マイナンバーカード、障害者手帳、運転免許証等）」、もしくは、「顔写真なしの証明書の場合は2点（健康保険証、年金手帳、介護保険証等）」になります。

市民課（市役所 1 階：窓口③、④） TEL0773-24-7014

### ●世帯主の変更

3人以上の世帯で世帯主が亡くなられた場合は、新たに世帯主の変更が必要です。配偶者の方がいらっしゃる場合は、その方を世帯主にします。配偶者以外の方を世帯主にしたい場合は、届出をお願いします。

市民課・各支所の窓口に死亡届を提出された場合は、その際に世帯主をお伺いしていますので、届出は必要ありません。

必要なもの	来庁者の本人確認書類
受付窓口	市役所 1 階 市民課または各支所
期 限	速やかに

### ●印鑑登録証の廃棄

亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、登録は失効します。印鑑登録証は廃棄してください。

### ●特別永住者証明書の返納

亡くなられた方の特別永住者証明書は市役所に返納が必要です。

必要なもの	特別永住者証明書
受付窓口	市役所 1 階 市民課または各支所
期 限	速やかに

保険年金課（市役所 1 階：窓口①、②）

TEL0773-24-7015（国保係） 24-7018（高齢者医療係） 24-7057（国民年金係）

## ●国民年金の手続き

亡くなられた方とご遺族が次の年金や一時金の請求条件に該当すれば、年金や一時金が支給される場合があります。

- ・遺族基礎年金
- ・寡婦年金
- ・死亡一時金

必要なもの	各種年金の請求については条件がありますので、まずは窓口でご相談ください。 ※ご相談の際は、亡くなられた方の年金証書または死亡診断書（写）をお持ちください。
受付窓口	市役所 1 階 保険年金課 国民年金係または各支所 ※遺族厚生年金を受給する場合は年金事務所へ、 遺族共済年金を受給する場合は各共済組合へ お問い合わせください。
期 限	<遺族基礎年金または寡婦年金> 亡くなられた日から5年以内  <死亡一時金> 亡くなられた日から2年以内

## ●未支給年金の請求

亡くなられた方が年金を受給していた場合、未支給年金の請求ができる場合があります。

必要なもの	未支給年金の請求については条件がありますので、まずは窓口でご相談ください。 ※ご相談の際は、亡くなられた方の年金証書または死亡診断書（写）をお持ちください。
-------	---

受付窓口	市役所 1階 保険年金課 国民年金係または各支所 ※厚生年金を受給していた場合は年金事務所へ 各種共済年金を受給していた場合は各共済組合へ お問い合わせください。
期 限	亡くなられた日から5年以内

## ●国民健康保険に関する手続き

亡くなられた方が国民健康保険に加入している場合、次の手続きが必要です。

必要なもの	<p>&lt;被保険者証の返納&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険被保険者証</li> <li>・来庁者の本人確認書類</li> <li>・世帯主と被保険者（死亡者を除く）のマイナンバーが確認できるもの</li> </ul> <p>&lt;葬祭費の請求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険被保険者証 ・葬祭費支給申請書</li> <li>・喪主名義の振込先口座番号のわかるもの（通帳等）</li> <li>・葬祭、喪主確認書類（会葬礼状、領収書等）</li> </ul> <p>&lt;亡くなられた方が世帯主であった場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一世帯員の国民健康保険被保険者証</li> <li>・来庁者の本人確認書類</li> <li>・新しい世帯主と被保険者のマイナンバーが確認できるもの</li> </ul>
受付窓口	市役所 1階 保険年金課 国保係
期 限	<p>&lt;被保険者証の返納&gt;</p> <p>亡くなられた日から14日以内</p> <p>&lt;葬祭費の請求&gt;</p> <p>葬儀を行った日の翌日から2年以内</p> <p>&lt;亡くなられた方が世帯主であった場合&gt;</p> <p>世帯主が亡くなられた日から14日以内</p>

## ●高額療養費の申請の手続き

生前の医療費が一定額を超えた場合、「高額療養費」の申請ができます。  
まずは保険年金課の窓口でご相談ください。

## ●後期高齢者医療制度に関する手続き

亡くなられた方が後期高齢者医療に加入している場合、次の手続きが必要です。

必要なもの	<p>&lt;被保険者証の返納&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後期高齢者医療被保険者証</li> <li>・ 来庁者の本人確認書類</li> </ul> <p>&lt;葬祭費の請求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後期高齢者医療被保険者証</li> <li>・ 葬祭費支給申請書</li> <li>・ 喪主名義の振込先口座番号のわかるもの（通帳等）</li> <li>・ 葬祭、喪主確認書類（会葬礼状、領収書等）</li> </ul>
受付窓口	市役所 1階 保険年金課 高齢者医療係
期 限	<p>&lt;被保険者証の返納&gt;</p> <p>亡くなられた日から14日以内</p> <p>&lt;葬祭費の請求&gt;</p> <p>葬儀を行った日の翌日から2年以内</p>

## ●福祉医療証（老人）の返納

亡くなられた方が福祉医療証をお持ちの場合、返納の手続きが必要です。

必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉医療証</li> <li>・ 来庁者の本人確認書類</li> </ul>
受付窓口	市役所 1階 保険年金課
期 限	速やかに



## ●重度心身障害老人健康管理事業対象者証（健管シール）の返納

亡くなられた方が重度心身障害老人健康管理事業対象者証（健管シール）をお持ちの場合、返納の手続きが必要です。

必要なもの	重度心身障害老人健康管理事業対象者証（健管シール）
受付窓口	市役所 1階 保険年金課
期 限	速やかに

高齢者福祉課（市役所 1階：窓口⑪） TEL0773-24-7013

## ●介護保険資格喪失届の手続き

亡くなられた方が介護保険に加入している場合、資格喪失の手続きが必要です。

必要なもの	介護保険被保険者証
受付窓口	市役所 1階 高齢者福祉課または各支所
期 限	亡くなられた日から14日以内

### ●障害者手帳の返還

亡くなられた方が次のいずれかの障害者手帳をお持ちの場合、返還の手続きが必要です。

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

必要なもの	・ お持ちの障害者手帳 ・ 来庁者の本人確認書類 ※療育手帳の返還の場合のみ、印鑑が必要です。
受付窓口	市役所 1 階 障害者福祉課または各支所
期 限	速やかに

### ●福祉医療費受給者証（障害）の返納

亡くなられた方が福祉医療費受給者証をお持ちの場合、受給資格喪失の届出が必要です。

必要なもの	・ 福祉医療費受給者証 ・ 来庁者の本人確認書類
受付窓口	市役所 1 階 障害者福祉課または各支所
期 限	速やかに

### ●自立支援医療受給者証（精神通院）の返納

亡くなられた方が自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの場合、返納の手続きが必要です。

必要なもの	・ 自立支援医療受給者証（精神通院） ・ 来庁者の本人確認書類
受付窓口	市役所 1 階 障害者福祉課または各支所
期 限	速やかに

## ●未支給請求の手続き

亡くなられた方が次のいずれかの手当を受給している場合、死亡届の提出及び未支給請求の手続きが必要です。

- ・ 障害児福祉手当
- ・ 特別障害者手当
- ・ 経過的福祉手当

必要なもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害児福祉手当死亡届</li><li>・ 特別障害者手当死亡届</li><li>・ 経過的福祉手当死亡届</li><li>・ 未支払手当請求書</li><li>・ 相続人代表者指定届兼振込先口座届出書</li></ul>
受付窓口	市役所 1階 障害者福祉課または各支所
期 限	速やかに

## ●障害者扶養共済制度（加入期間中）の手続き

亡くなられた方が障害者扶養共済制度（加入期間中）に加入している場合、次の手続きが必要です。

<給付金管理者が亡くなられた場合>

必要なもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 給付金管理者変更届書</li><li>・ 死亡・重度障害届書</li><li>・ 印鑑</li><li>・ 住民票記載事項証明書（給付金管理者） ※府内（京都市含む）の方は不要</li><li>・ 戸籍謄本等の原本（障害のある人との関係がわかる公的証明書（住民票記載事項証明書で関係がわかれば省略可））</li></ul>
受付窓口	市役所 1階 障害者福祉課または各支所
期 限	速やかに

## ●障害者扶養共済制度（加入終了）の手続き

亡くなられた方が障害者扶養共済制度（加入終了）に加入している場合、次の手続きが必要です。

### <障害のある人が亡くなられた場合>

必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死亡・重度障害届書</li> <li>・ 加入証書または口数追加証書</li> <li>・ 障害のある人の住民票除票の原本</li> </ul> <p>【弔慰金を請求する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弔慰金請求書</li> <li>・ 印鑑</li> <li>・ 住民票記載事項証明書（加入者）</li> <li>・ 振込先口座の通帳のコピー</li> </ul>
受付窓口	市役所 1階 障害者福祉課または各支所
期 限	速やかに

### <加入者の死亡による給付金の請求>

必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死亡・重度障害届書</li> <li>・ 加入証書または口数追加証書</li> <li>・ 給付金請求書</li> <li>・ 印鑑</li> <li>・ 給付金振込先口座の通帳のコピー</li> <li>・ 加入者の死亡診断書または死体検案書（加入日から2年以内に死亡の場合、死亡証明書を提出）</li> <li>・ 住民票記載事項証明書（障害のある人）</li> <li>・ 住民票記載事項証明書（給付金管理者※指定がある場合）</li> </ul> <p>※府内（京都市含む）の方は不要</p>
受付窓口	市役所 1階 障害者福祉課または各支所
期 限	速やかに

税務課（市役所 2 階：窓口①、②、③、④、⑤）

TEL0773-24-7024（市民税係）24-7025（資産税係）24-9720（管理証明係）

### ●市税（市民税、固定資産税・都市計画税等）の相続人代表者の手続き

亡くなられた方が市税（市民税、固定資産税・都市計画税等）の納税義務者である場合、相続人代表者の手続きが必要です。

必要なもの	・相続人であることがわかる書類（戸籍謄本等）
受付窓口	市役所 2 階 税務課 管理証明係
期 限	速やかに

※土地・建物の相続登記の申請手続きは法務局でお願いします。

また、令和 6 年 4 月から相続登記の申請が義務化されます。不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から 3 年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

相続登記については、司法書士や法務局にお問い合わせください。

### ●未登記家屋の名義変更（固定資産税・都市計画税）

亡くなられた方が未登記家屋を所有している場合、未登記家屋の名義変更が必要です。

必要なもの	・申請書 ・納税通知書または相続人であることがわかる書類（戸籍謄本等）
受付窓口	市役所 2 階 税務課 資産税係
期 限	速やかに

## ●原動機付自転車、小型特殊自動車の名義変更または廃車の手続き

亡くなられた方名義の原動機付自転車（125 cc以下）や小型特殊自動車がある場合、名義変更または廃車の手続きが必要です。

必要なもの	・申請書 ・廃車の場合、ナンバープレート ・届出者の本人確認書類
受付窓口	市役所 2階 税務課 市民税係
期 限	亡くなられた日から15日以内

子ども政策室（ハピネスふくちやま 1階）TEL0773-24-7011

## ●子ども医療費助成に関する手続き

子ども医療費受給者証をお持ちの児童が亡くなられた場合、返納の手続きが必要です。

必要なもの	・京都子育てふくふく医療証 ・届出者の本人確認書類
受付窓口	ハピネスふくちやま 1階 子ども政策室 児童福祉係
期 限	速やかに

## ●福祉医療証（ひとり親）の返納

福祉医療証をお持ちの方が亡くなられた場合、返納の手続きが必要です。

必要なもの	・福祉医療証 ・届出者の本人確認書類
受付窓口	ハピネスふくちやま 1階 子ども政策室 児童福祉係
期 限	速やかに

## ●各手当の手続き

次のいずれかの手当ての受給者もしくは、対象児童が亡くなられた場合、手続きが必要です。

- ・児童手当
- ・児童扶養手当
- ・特別児童扶養手当

必要なもの	制度により異なりますので、まずは窓口でご相談ください。
受付窓口	ハピネスふくちやま 1階 子ども政策室 児童福祉係
期 限	速やかに

建築住宅課（市役所 4階）TEL0773-24-7053

## ●市営住宅の入居者の変更など

亡くなられた方が市営住宅にお住まいの場合、変更など手続きが必要です。

必要なもの	<p>&lt;名義人のみの単身世帯の場合（退去の手続き）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市営住宅明渡し届</li><li>・請求書（敷金がある場合）</li><li>・敷金相続代表者指定同意書（敷金がある場合）</li></ul> <p>&lt;同居人がいる場合（同居人を新しい名義人に変更する手続き）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市営住宅承継承認申請書</li><li>・請書 2通</li><li>・印鑑登録証明書</li></ul>
受付窓口	市役所 4階 建築住宅課
期 限	速やかに

農業委員会事務局（市役所 4 階）TEL0773-24-7046

亡くなられた方が農地を所有している場合、農地の相続登記が完了したら、農地が所在する農業委員会事務局へ届出が必要です。

必要なもの	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書
受付窓口	市役所 4 階 農業委員会事務局
期 限	速やかに

上下水道お客様センター（上下水道部庁舎 1 階） TEL0773-22-6500

### ●上下水道の名義変更、または水道を止める手続き

契約者が亡くなられた場合、名義を変更、または水道を止める手続きが必要です。

必要なもの	水道使用事項変更届（名義変更の場合） 水道開閉栓申込書（水道を止める場合）
受付窓口	市役所 1 階 市民課または各支所 上下水道お客様センター（福知山市字堀（水内）945番地）
期 限	速やかに



## ●支払方法の変更

上下水道の使用名義人が亡くなられた場合、支払方法の変更の手続きが必要です。

必要なもの	水道使用事項変更届
受付窓口	市役所 1階 市民課または各支所 上下水道お客様センター（福知山市字堀（水内）945番地）
期 限	速やかに

※新たな契約者で口座振替をされる場合は、口座のある金融機関で手続きをお願いします。

## ■お問い合わせ先

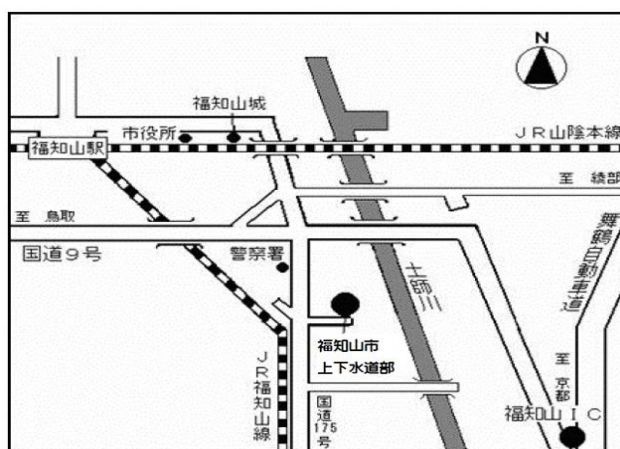
〒620-0876

福知山市字堀(水内)945番地

上下水道お客様センター

電 話0773-22-6500

FAX0773-48-9535



J R福知山駅から東南へ約3 km（上下水道部庁舎1階）

## 2 市役所以外で行う主な手続き

市役所以外での手続きについては、各契約会社等へ直接お問い合わせください。

チェック	主な手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	電気・ガスの 名義変更・解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	インターネット等の 名義変更・解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	生命保険の請求	加入先の保険会社
<input type="checkbox"/>	NHK放送受信料の 名義変更・解約	NHKフリーダイヤル窓口 Tel0120-151515
<input type="checkbox"/>	NHK放送受信料の 免除事由の消滅の届出	NHK京都放送局営業部 Tel075-251-1595
<input type="checkbox"/>	クレジットカードの解約	各クレジットカード発行会社
<input type="checkbox"/>	運転免許証の返納	福知山警察署 Tel0773-22-0110
<input type="checkbox"/>	パスポートの返納	中丹広域振興局旅券窓口 Tel0773-77-1995
<input type="checkbox"/>	携帯電話・固定電話の 契約継承・解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	預貯金の名義変更	銀行、証券会社等の各金融機関
<input type="checkbox"/>	株式・投資信託の名義変更	会社、信託銀行、証券会社等
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認	死亡者の住所地の家庭裁判所
<input type="checkbox"/>	相続放棄の手続き	被相続人の住所地の家庭裁判所
<input type="checkbox"/>	不動産登記関係	京都地方法務局 Tel0773-22-3043

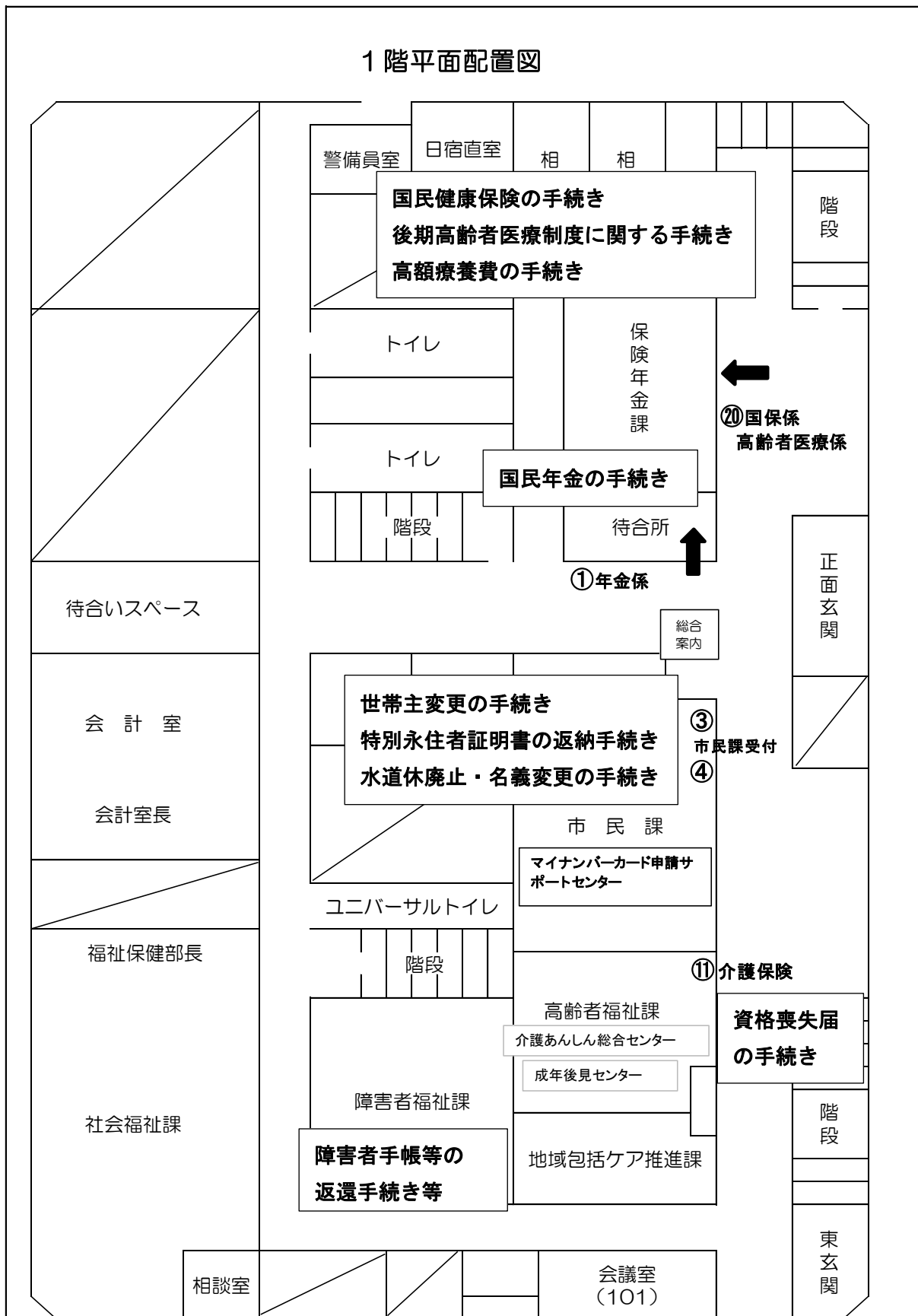
チェック	主な手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	法定相続情報証明制度	京都地方法務局 TEL0773-22-3043
<input type="checkbox"/>	普通自動車・125ccを超えるバイクの名義変更	京都運輸支局 TEL050-5540-2061
<input type="checkbox"/>	軽自動車（四輪車）の名義変更	軽自動車検査協会京都事務所 TEL050-3816-1844
<input type="checkbox"/>	有料道路における障害者割引ETC利用登録の削除	有料道路ETC割引登録係 TEL045-477-1233 (受付時間：平日9時～17時)
<input type="checkbox"/>	労災保険の葬祭料の請求	勤務先を所轄する労働基準監督署
<input type="checkbox"/>	労災保険の遺族補償給付	勤務先を所轄する労働基準監督署

### 3 相続に関する専門相談について

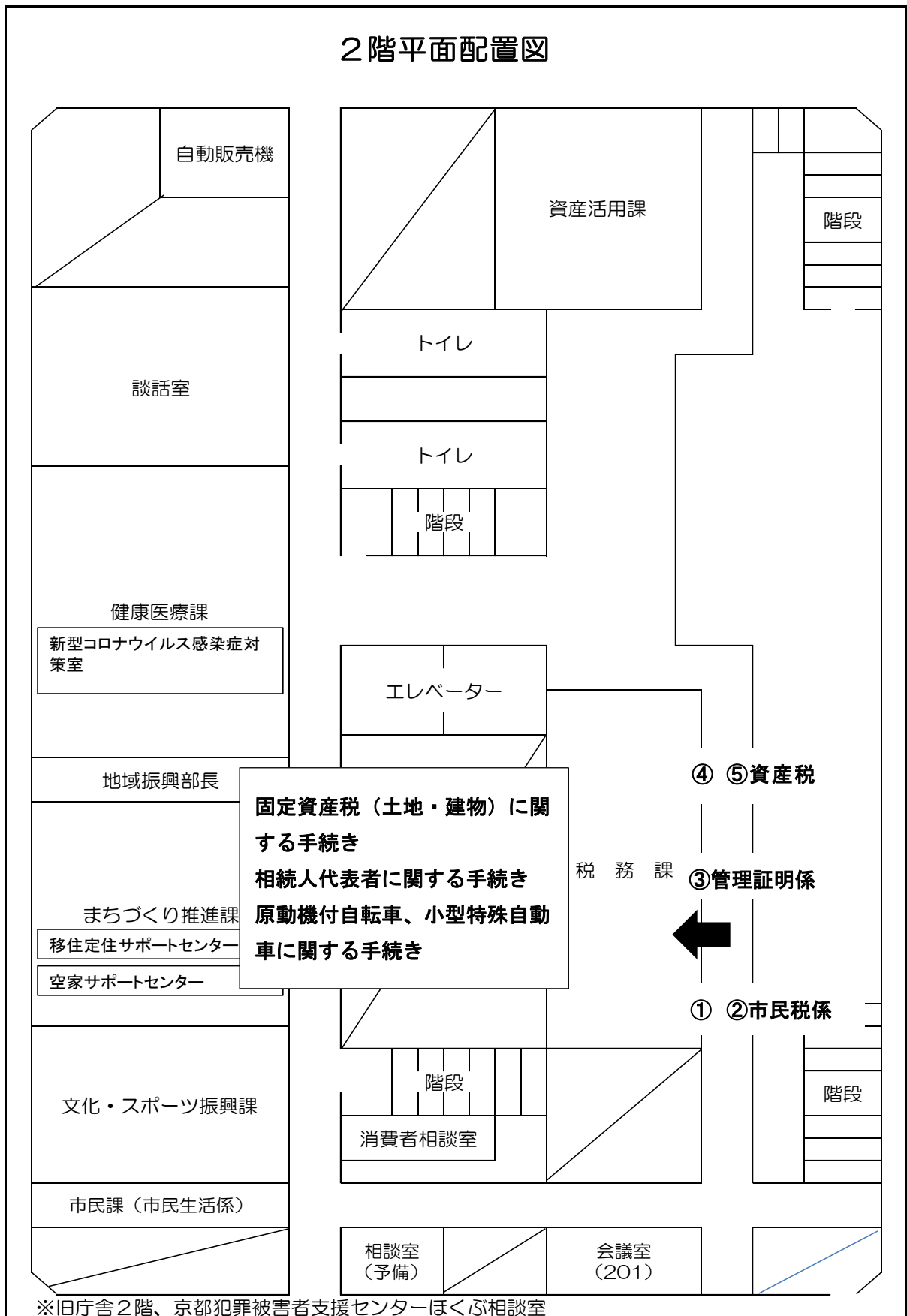
相続に関しては、専門的な知識が必要となる場合がありますので、市役所で実施している以下の無料専門相談をご利用ください。

相談	実施日	場所	問い合わせ先
弁護士法律相談	原則毎月 最終金曜日	市役所1階 市民相談室	市民相談室 TEL0773-24-7027
司法書士 法律・登記相談	原則毎月 第2木曜日		
行政書士相談	原則毎月 第4木曜日		
税務相談	原則毎月 第3水曜日		

#### 4 庁舎案内図（本庁舎 1階）



庁舎案内図（本庁舎 2 階）



庁舎案内図（本庁舎 4 階）

